

R8 基幹重給管備後東藤塚線(2-20)更新工事(設計施工一括)

設計施工一括発注方式

実施方針

令和8年

春日部市上下水道部

目 次

- 1 目的
- 2 対象工事
- 3 契約方式
- 4 発注時の数量
- 5 本工事の内容
- 6 入札者の資格要件及び構成
- 7 実施体制
- 8 選定方法
- 9 予定価格
- 10 工事価格の変更に関する事項
- 11 リスク分担

1 目的

水道は快適な市民生活や都市活動を営む上で欠くことのできない重要なインフラ施設であり、地震等の災害時においても可能な限り給水を維持するため、水道施設の耐震化や耐用年数を超過した老朽管の更新について早急に取り組むことが求められている。

そこで、春日部市上下水道部は、災害時に人命の安全確保を図るため、給水が特に必要な重要給水施設への管路の耐震化及び市内の耐用年数を超過した配水管の布設替えを早期に行い、安全で安定した水の供給を目指している。これを実現するために、民間事業者の知識と技術を活用し、効果的に公共事業を実施する設計施工一括発注方式（以下、DB方式という。）を実施し、従来では成し得なかった事業量を早期に達成することを目指すものとする。

この実施方針は、春日部市上下水道部がDB方式による施工をするにあたり、概要や考え方を明らかにするものである。

2 対象工事

1) 工事名称

R8 基幹重給管備後東藤塚線(2-20)更新工事(設計施工一括) (以下、「本工事」という。)

2) 工事場所

春日部市備後東八丁目外4地内

3 契約方式

本工事は、施工のために必要な詳細設計を、施工と一括して契約する方式である。

4 発注時の数量

仕様書に示す数量は概算数量であり、受注者が行う詳細設計終了後に、発注者が承諾した数量を設計数量とする。

5 本工事の内容

区分	業務	備考
調査	調査	設計・施工に必要な調査（埋設物・地質等）
測量	測量	設計・施工に必要な測量
設計	詳細設計	施工に必要な詳細設計
	各種申請書類等作成	各種申請・許認可・協議等に関する書類作成（発注者に係るものを除く）
工事	土木工事	土木一式工事
	水道管切替作業	仕切弁操作、洗管作業補助

6 入札者の資格要件及び構成

入札にあたり、入札者の資格要件及び構成は、以下のとおりとする。

- ア) 複数の事業者により構成される特定建設工事共同企業体（以下、「特定JV」という。）の結成により、分担施工とする。この場合の特定JVは、工事施工者と設計者の2者を基本とし、工事及び設計の分担は、イの登録業種を超えてすることはできない。
- イ) 本工事発注年度の春日部市建設工事等入札参加資格者名簿の土木工事業、又は建設コンサルタントの業種に登録のある者。
- ウ) 特定JVの構成員には、原則として春日部市内に主たる営業所を有する者を1者以上含むものとする。
- エ) 特定JVの代表者は、工事を施工する構成員とし、代表者が特定JVの入札資格審査の申請及び特定JV協定の締結を行う。
- オ) 1つの特定JVの構成員は、同一工事で他の特定JVの構成員とはなれない。
- カ) 建設業法の規定による特定建設業の許可を受けていること。（特定JVの場合は、工事を施工する構成員）
- キ) 春日部市契約規則第15条の規定（規則中「市長」とあるのは「水道事業管理者」と読み替えるものとする。）により、入札の参加資格の排除を受けていないこと。
- ク) 会社更生法に基づく再生手続開始の申立て又は、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てを行っていない者。ただし、手続開始の決定後、競争入札参加資格の再認定を受けている場合は除く。
- ケ) 本工事に対応する許可業種につき、許可を有しての営業年数が少なくとも数年あること。
- コ) 本工事を構成する一部の工種を含む工事について、元請けとして一定の実績

があり、本工事と同種の工事を施工した経験があること。(特定JVの場合は、工事を施工する構成員が同条件を満たすこと。)

- サ) 本工事に対応する許可業種に係る監理技術者または国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得る建設業者であること。(特定JVの場合は、工事を施工する構成員が同条件を満たすこと。)
- シ) 上記のほか、入札参加に必要な格付け等級等は入札公告に記載する。

7 実施体制

ア) 総括管理技術者

本工事全体のマネジメントを行うものとする。なお、主任技術者及び監理技術者又は現場代理人と兼務できるものとする。

資格条件は、技術士(総合技術監理部門又は上下水道部門)若しくは1級土木施工管理技士を有すること。

イ) 主任技術者又は監理技術者

本工事における施工の技術上の管理をつかさどる者とする。建設業法第26条第2項の規定に該当する場合は、監理技術者としなければならない。なお、総括管理技術者又は現場代理人と兼務できるものとする。

監理技術者は、「監理技術者資格者証(土木工事)」及び「監理技術者講習修了証」を有すること。

資格条件は、1級土木施工管理技士を有すること。

ウ) 現場代理人

本工事における施工及び契約関係事務に関する事項を処理するものとする。なお、総括管理技術者又は主任技術者及び監理技術者と兼務できるものとする。

エ) 管理技術者

本工事における設計の技術上の管理をつかさどる者とする。

管理技術者は、総括管理技術者、主任技術者及び監理技術者、現場代理人、照査技術者を兼ねることができない。

資格条件は、技術士(総合技術監理部門又は上下水道部門)若しくはRC CM(上水道及び工業用水部門)を有すること。

オ) 照査技術者

設計成果物の内容の技術上の照査を行うものとする。

照査技術者は、総括管理技術者、主任技術者及び監理技術者、現場代理人、管理技術者を兼ねることができない。

資格条件は、技術士（総合技術監理部門又は上下水道部門）若しくはR C C M（上水道及び工業用水部門）を有すること。

※ア) からオ) について、入札者（特定JVの場合、「春日部市水道事業建設工事共同企業体取扱要綱」に基づく共同企業体の構成員）と常時雇用関係がある者とする。

8 選定方法

本工事の入札は「一般競争入札」で実施し、価格競争により選定を行う。

9 予定価格

本工事の予定価格は、設計業務に関する積算を行ったものと、概算数量に基づき工事積算を行ったものを合算した価格である。

10 工事価格の変更に関する事項

ア) 設計図書の変更が生じた場合、変更後の数量計算等は受注者が行う。

イ) 変更後の数量に基づき発注者が積算を行い、請負率を乗じた額を変更請負工事価格とする。

ウ) 請負率は、予定価格と入札価格との比率とする。

11 リスク分担

本工事で予想されるリスクについて、発注者と受注者の分担を次表に示す。この表にないものについては、その都度、発注者、受注者で協議し決定する。

項目	種別	リスク	分担		備考
			発注者	受注者	
共通	入札説明書	入札説明書の誤り、内容の変更等	○		
	契約	発注者の責に帰すべき事由により契約が締結できない、または遅延	○		
		受注者の責に帰すべき事由により契約が締結できない、または遅延		○	
	法制度	本事業に影響を及ぼす法制度の新設、変更等	○		
		上記以外の法制度の新設、変更		○	
	消費税	消費税の変更	○		
	許認可	発注者が行う許認可の取得	○		道路占用等
		受注者が行う許認可の取得		○	廃棄物処分、道路使用等
	社会	事業内容に関する住民対応	○		
		調査・工事に関する住民対応		○	
	賠償	市の責めによる賠償	○		
		上記以外の賠償		○	
不可抗力	天災（地震、豪雨等）の影響	○			
調査設計	測量・調査	発注者が実施した測量・調査	○		
		受注者が実施した測量・調査		○	
	設計変更	発注者の事由による設計変更	○		
		上記以外の事由による設計変更		○	
	協議	設計段階の関係機関協議		○	発注者に係るものを除く
	遅延	発注者の事由による遅延	○		提示条件の変更等
上記以外の事由による遅延			○	設計内容の不備等	
施工	工法	工法の性能確保、施工不良		○	
		使用機械の選定		○	
		使用材料品質のばらつき等		○	
		施工方法に関する技術提案		○	
	自然条件	湧水・地下水位の影響		○	予見不可能なものを除く
		不可視土質への対応		○	予見不可能なものを除く
気象（雨、雪、風、気温等）の影響			○	天災は除く	

環 境	希少動植物の影響	○		
	埋蔵文化財の影響	○		
	騒音・振動		○	
	水質汚濁		○	
	廃棄物処理		○	
	日照、電波障害等		○	
	近隣住民への対応		○	発注者に係るものを除く
地中障害物	合理的に想定できなかった地中障害物の撤去・移設	○		
	上記以外の地中障害物の撤去・移設		○	
協 議	施工段階の関係機関協議		○	発注者に係るものを除く
	近接工事、他工事との調整	○		
	近接施工の調整		○	鉄道、電力、ガス等
仮 設	作業用道路、ヤードの制約		○	
	資材置場の制約		○	
	資機材搬入ルート of 制約		○	
用 地	目的物埋設等用地の確保	○		
遅 延	発注者の事由による遅延	○		
	上記以外の事由による遅延		○	
工事費増大	発注者の指示に起因する増大	○		
	上記以外の要因による増大		○	